

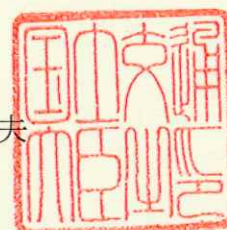
国海員第 3 1 2 号  
令和 5 年 1 1 月 1 7 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 4 1 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
TS商事株式会社	山口県下関市幡生本町40番25号
有限会社有明海運	長崎県諫早市小長井町小川原浦498番地